

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年3月6日

### 家計調査に係る調査票の紛失について

さいたま市内において、統計調査員が調査活動中に調査票を紛失しました。

#### 1 概要

さいたま市の調査地区を担当する統計調査員が、調査世帯から回収した家計調査の調査票（家計簿1世帯分）を紛失した。

発覚した日 令和7年3月5日（水）

場 所 さいたま市内

#### 2 経過

○3月3日（月）

- ・調査員が調査世帯から調査票（家計簿）を回収した。
- ・帰宅後、回収した調査票を確認したところ、紛失に気づいた。
- ・調査員が調査経路等を検索したが、調査票を発見できなかった。

○3月4日（火）

- ・調査員が再度調査経路等を検索したが、調査票を発見できなかった。

○3月5日（水）

- ・調査員が県に調査票を紛失したことを連絡した。
- ・調査員及び県職員が調査経路等を検索したが、調査票を発見できなかった。
- ・調査票の回答世帯に謝罪を行った。
- ・調査員が警察に遺失物の届け出を行った。

○3月6日（木）

- ・調査票を発見できていない。

### 3 調査票の記載内容

- ・日々の収入・支出に関する情報（種類、品名、数量、金額等）  
（氏名など調査世帯を特定する情報は含まれていない。）

### 4 県の対応及び今後の再発防止策

- ・調査票を悪用された事例は現在のところ確認されていない。
- ・回収した調査票の保管には細心の注意を払うよう調査員に指導する。また、家計調査の調査員に対し、改めて調査関係書類の管理について厳正を期すよう、注意喚起を行う。